

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

条 例

○福島県社会福祉施設整備基金条例の一部を改正する等の条例	二	○福島県後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例	九	○福島県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例	三	○福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	七
○福島県税条例の一部を改正する条例	二	○福島県介護保険審査会条例の一部を改正する条例	二〇	○福島県ハイテクプラザ条例の一部を改正する条例	三	○福島県立病院事業職員定数条例の一部を改正する条例	七
○福島県税特別措置条例の一部を改正する条例	二	○福島県介護保険法施行条例の一部を改正する条例	二〇	○福島県土地改良施設条例の一部を改正する条例	二五	○福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例	一七
○福島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例	三	○福島県児童福祉施設条例の一部を改正する条例	二〇	○福島県国土交通省所管公共用財産使用等条例の一部を改正する条例	二六	○福島県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例	一九
○福島県職員定数条例の一部を改正する条例	三	○福島県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例	二〇	○福島県砂利採取法関係手数料条例の一部を改正する条例	二六	○福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例	一九
○福島県部等設置条例の一部を改正する条例	三	○福島県立総合衛生学院の授業料等に関する条例の一部を改正する条例	二				
○職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	三	○福島県立会津若松看護専門学院の授業料等に関する条例の一部を改正する条例	二				
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	三						
○知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	四						
○職員の給与の特例に関する条例	五						
○福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	五	○福島県動物の愛護及び管理に関する法律施行条例の一部を改正する条例	三				
○福島県公益認定等審議会条例	八	○福島県銀行場法施行条例の一部を改正する条例	三				
○福島県市町村振興基金条例の一部を改正する条例	八	○福島県理容師法施行条例の一部を改正する条例	三				
	九						

条 例

○福島県美容師法施行条例の一部を改正する条例	三	○福島県港湾管理条例の一部を改正する条例	六
○福島県クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例	三	○福島県屋外広告物条例の一部を改正する条例	六
○福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行条例の一部を改正する条例	三	○福島県県営住宅等条例の一部を改正する条例	六
○福島県衛生研究所検査手数料条例の一部を改正する条例	三	○福島県企業局職員定数条例の一部を改正する条例	七
○福島県薬事法施行条例の一部を改正する条例	三	○福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	七
○福島県ハイテクプラザ条例の一部を改正する条例	三	○福島県立病院事業職員定数条例の一部を改正する条例	七
○福島県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例	三	○福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例	一七
○福島県農業総合センター条例の一部を改正する条例	二四	○総合的な文化スポーツ行政推進体制の整備を図るための関係条例の整備に関する条例	一八
○福島県土地改良施設条例の一部を改正する条例	二五	○福島県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例	一九
○福島県国土交通省所管公共用財産使用等条例の一部を改正する条例	二六	○福島県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例	一九
○福島県砂利採取法関係手数料条例の一部を改正する条例	二六	○福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例	一九

福島県社会福祉施設整備基金条例の一部を改正する等の条例、福島県税条例の一部を改正する条例、福島県税特別措置条例の一部を改正する条例、福島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例、福島県職員定数条例の一部を改正する条例、福島県部等設置条例の一部を改正する条例、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例、福島県公益認定等審議会条例、福島県市町村振興基金条例の一部を改正する条例、福島県原子力発電所立地地域振興基金条例の一部を改正する条例、福島県後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例を廃止する条例、福島県後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例、福島県介護保険審査会条例の一部を改正する条例、福島県介護保険法施行条例の一部を改正する条例、福島県児童福祉施設条例の一部を改正する条例、福島県精神保健福祉センター

条例の一部を改正する条例、福島県立総合衛生学院の授業料等に関する条例の一部を改正する条例、福島県立会津若松看護専門学院の授業料等に関する条例の一部を改正する条例、福島県理学療法士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例、福島県動物の愛護及び管理に関する法律施行条例の一部を改正する条例、福島県興行場法施行条例の一部を改正する条例、福島県理容師法施行条例の一部を改正する条例、福島県美容師法施行条例の一部を改正する条例、福島県クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例、福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行条例の一部を改正する条例、福島県衛生研究所検査手数料条例の一部を改正する条例、福島県薬事法施行条例の一部を改正する条例、福島県ハイテクプラザ条例の一部を改正する条例、福島県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例、福島県農業総合センター条例の一部を改正する条例、福島県土地改良施設条例の一部を改正する条例、福島県国土交通省所管公共用財産使用条例の一部を改正する条例、福島県砂利採取法関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県港湾管理条例の一部を改正する条例、福島県屋外広告物条例の一部を改正する条例、福島県営住宅等条例の一部を改正する条例、福島県企業局職員定数条例の一部を改正する条例、福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、福島県立病院事業の職員定数条例の一部を改正する条例、福島県立文化スポーツ行政推進体制の整備を図るための関係条例の整備に関する条例、福島県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例、福島県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例及び福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県条例第六号

福島県社会福祉施設整備基金条例の一部を改正する等の条例

(福島県社会福祉施設整備基金条例の一部改正)

第一条 福島県社会福祉施設整備基金条例(昭和四十二年福島県条例第六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福島県社会福祉施設等整備基金条例

第一条中「社会福祉施設の」を「社会福祉施設及び公共施設等の」に、「福島県社会福祉施設整備基金」を「福島県社会福祉施設等整備基金」に改める。

(福島県公共施設等整備基金条例の廃止)

第二条 福島県公共施設等整備基金条例(平成元年福島県条例第二号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(財務領域財政グループ)

福島県条例第七号

福島県税条例の一部を改正する条例

福島県税条例(昭和二十五年福島県条例第五十号)の一部を次のように改正する。
第六十一条の二を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 改正後の福島県税条例の規定は、平成二十一年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
- 3 改正前の福島県税条例第六十一条の二の規定は、平成二十一年度分の自動車税については、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「十分の〇・七五」とあるのは、「十分の〇・三七五」とする。

(財務領域税務企画グループ)

福島県条例第八号

福島県税特別措置条例の一部を改正する条例

福島県税特別措置条例(昭和三十八年福島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号及び第六号を次のように改める。

五 集積区域 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第四十号)以下「企業立地促進法」という。(第四条第二項第二号に規定する集積区域をいう。

六 削除

第六条の二を次のように改める。
(集積区域における県税の課税免除)

第六条の二

企業立地促進法第五条第五項の規定による同意を得た同条第一項に規定する基本計画(企業立地促進法第六条第一項又は第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの)において定められた集積区域内において、当該同意(平成二十一年三月三十一日までに行われたものに限る。)の日(以下この条において「同意日」という。)から起算して五年内に、企業立地促進法第十五条第二項に規定する承認企業立地計画に従つて企業立地促進法第二十条に規定する特定事業のための施設のうち総務省令で定めるもの(以下この条において「対象施設」という。)を設置した事業者(同条に規定する指定集積業種であつて総務省令で定めるものに属する事業を行う者に限る。)に対しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に定める県税を免除するものとする。

- 一 不動産取得税にあつては、当該設置した対象施設の用に供する家屋(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令(平成十九年総務省令第九十四号)次号において「省令」という。)第五条第一号に規定する事務所等に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の

取得に限る。) に対して課するもの
 二 固定資産税にあつては、当該設置した対象施設の用に供する構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、省令第五条第二号に規定する事務所等に係るものを除く。)のうち大規模償却資産に対して課するもの(初年度以降三箇年度の間に課すべきものに限る。)

第十条中、「第五条及び第六条」を「及び第五条から第六条の二まで」に改める。
 第十一条中、「第五条、第六条及び第六条の三」を「及び第五条から第六条の三まで」に改める。

第十二条第一項中「第六条第二号」の下に、「第六条の二第一号」を加え、「第五条第一項、第六条」を「第五条第一項、第六条、第六条の二」に改め、同条第二項中「第六条」の下に、「第六条の二」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県税特別措置条例の規定は、平成十九年十二月二十日から適用する。

(財務領域税務企画グループ)

福島県条例第九号

福島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

福島県行政財産使用料条例(昭和三十九年福島県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二建物の項使用の種類の欄及び使用料の欄を次のように改める。

<p>広告のために使用する場合</p>	<p>広告物の表示面積、広告のために使用する場所、広告の方法等を勘案して知事が別に定める額</p>
<p>その他の場合</p>	<p>県有地の上にある建物にあつては、次の算式(1)及び(2)により算出される額の合計額に$\frac{105}{100}$を乗じて得た額 県有地以外の土地の上にある建物にあつては、次の算式(1)及び(2)により算出される額の合計額に$\frac{105}{100}$を乗じて得た額</p> <p>当該建物の 県有財産台帳価額 $\times 6 \times$ 使用許可日数 \times 使用許可面積 (1) 当該建物の 県有財産台帳面積 $\times 100 \times 365$ (又は366)</p> <p>当該建物の敷地の $\times 3 \times$ 当該建物の 県有財産台帳価額 \times 使用許可日数 \times 使用許可面積 (2) 当該建物の敷地の \times 当該建物の</p>

県有財産台帳面積 $\times 100 \times 365$ (又は366)

\times 当該建物の延べ面積
 \times 当該建物の延べ面積

当該土地の所有者に対し \times 当該建物の
 当該土地の所有権に \times 当該建物の
 使用許可日数 \times 使用許可面積
 (3) 当該土地の借入日数 \times 当該建物の延べ面積

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(財務領域公有財産グループ)

福島県条例第十号

福島県職員定数条例の一部を改正する条例

福島県職員定数条例(昭和三十六年福島県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年福島県条例第八十七号) 第二条

第一項の規定により自己啓発等休業をすることを承認された職員
 第二条第二項中「前条第三号」を「前条第二号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(人事領域行政経営グループ)

福島県条例第十一号

福島県部等設置条例の一部を改正する条例

福島県部等設置条例(平成五年福島県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。
 第二条第三号に次のように加える。

カ 文化及びスポーツの振興に関する事項

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(人事領域行政経営グループ)

福島県条例第十二号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例(昭和五十九年福島県条例第三号)の一部を次のように改

正する。
 第三条第一号中「保健福祉部保健福祉総務領域」を「保健福祉部保健福祉総室」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(人事領域人事グループ)

福島県条例第十三号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十三年福島県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改める。

二 水中作業手当

第二条第五号を次のように改める。

五 家畜等取扱手当

第二条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第十九号までを一号ずつ繰り上げ、第二十号を削り、第二十一号を第十九号とし、第二十二号から第三十号までを二号ずつ繰り上げる。

第三条第一項第二号を削り、同項第三号中「又は鉦山」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「、農林事務所又はダム建設事務所」を「又は農林事務所」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第四条の見出しを「(水中作業手当)」に改め、同条第一項中「水上等作業手当」を「水中作業手当」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第二項第一号中「及び第二号」を削り、「三百円の範囲内で人事委員会規則で定める額」を「二百七十円」に改め、同項第二号中「前項第三号」を「前項第二号」に改める。

第七条を次のように改める。

(家畜等取扱手当)

第七条 家畜等取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 家畜保健衛生所に勤務する職員その他人事委員会規則で定める職員が直接家畜を取り扱って行う作業で人事委員会規則で定めるものに従事したとき。

二 保健福祉事務所又は食肉衛生検査所に勤務する職員が直接獣畜を取り扱って行う作業で人事委員会規則で定めるものに従事したとき。

三 食肉衛生検査所に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものが食鳥の検査の作業に従事したとき。

四 農業総合センター畜産研究所又は農業総合センター農業短期大学校に勤務する職員が、種雄牛馬豚の精液の採取の作業に従事したとき又は種雄牛馬豚の自然交配若しくは精液の採取のため若しくはこれらの作業の準備のために種雄牛馬豚を御する作業に従事したとき。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号及び第二号の作業 作業に従事した日一日につき千二百円の範囲内で人事委員会規則で定める額

二 前項第三号の作業 作業に従事した日一日につき千七百四十円

三 前項第四号の作業 作業に従事した日一日につき二百四十円

第八条第一項第一号中「に勤務する職員で人事委員会規則で定めるもの」を「又は警察署に勤務する職員」に改め、同項第二号中「前号に掲げる職員以外の」を削り、「検視」を「解剖の補助」に改め、同項第三号中「第一号に掲げる職員以外の職員が前二号」を「職員が第一号」に改め、同条第二項第一号中「二千五百円」を「三千二百円」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 前項第二号の作業 死体一体につき三千二百円の範囲内で人事委員会規則で定める額

第八条第二項に次の一号を加える。

三 前項第三号の作業 作業に従事した日一日につき二千二百円の範囲内で人事委員会規則で定める額

第九条第一項第一号中「人事委員会規則で定める感染症の患者を入院させるための感染症病棟又は感染症病室に勤務する職員が当該」を「保健福祉事務所に勤務する職員が人事委員会規則で定める」に、「において患者の診療若しくは看護」を「(そのおそれのある区域を含む。) において当該病原体に感染した者(そのおそれのある者を含む。) に接触する作業」に改め、同項第二号中「家畜保健衛生所」を「保健福祉事務所、家畜保健衛生所」に改め、同条第二項中「、三百円の範囲内で人事委員会規則で定める額」を「二百九十円」に改める。

第十条第二項中「三百九十円の範囲内で人事委員会規則で定める額」を「二百九十円」に改める。

第十一条第一項第一号中「診療放射線技師」の下に「又はハイテクプラザに勤務する職員」を加え、「人体に対して」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十四条第二項中「専ら業務に従事した場合にあっては、一月につき一万三千六百円」を「当該業務の一部又は全部が正規の勤務時間以外の時間において行われた場合にあっては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額」に改める。

第十五条第一項第五号を削る。

第十七条第一項中「総務部財務領域」を「総務部財務総室」に改め、同条第二項第一号中「二万八千三百円の範囲内で人事委員会規則で定める額」を「二万円」に改め、同項第二号中「千三百五十円の範囲内で人事委員会規則で定める額」を「千五十円。ただし、同一人の手当の額は、一月につき二万円を超えることはできない。」に改める。

第十八条第一項第五号を削り、同条第二項第二号中「及び第五号」を削る。

第二十条第一項第五号を削る。
 第二十一条第一項第四号中「が専ら」を「で人事委員会規則で定めるものが」に改め、同条第二項中「一回」の下に「(前項第四号の場合にあつては、一日)」を加え、「(前項第四号の場合にあつては、一月につき四千八百円)」を削る。
 第二十二條を次のように改める。

第二十二條 削除

第二十四条第一項第一号中「総務部財務領域」を「総務部財務総室」に改める。

第三十二條第一項第三号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、授業又は面接指導一時間につき千二百円とする。

第三十三條第一項中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 家畜等取扱手当(第七条第一項第一号又は第二号の作業に係るものに限る。)

第三十四條第二項中「第二條第二項」を「第二條第三項」に改める。

附則第二項中「。以下「旧条例」という。」を削る。

附則第三項を削る。

附則

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

2 平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に職員の特殊勤務手当に関する条例第十七條第一項に規定する県税賦課徴収手当を支給される者に対する改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例第十七條の規定の適用については、同条第二項中「二万円」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	二万六千二百円の範囲内で人事委員会規則で定める額
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	二万四千百円の範囲内で人事委員会規則で定める額
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	二万二千円の範囲内で人事委員会規則で定める額

(人事領域人事グループ)

福島県条例第十四号

知事等及び職員の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成十九年福島県条例第十号)の一部を次のように改正する。
 題名を次のように改める。

知事等の給与の特例に関する条例
 第四條を削る。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(人事領域人事グループ)

福島県条例第十五号

職員の給与の特例に関する条例

(給料月額の特例)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号。以下「九号条例」という。)の適用を受ける職員(以下「九号条例適用職員」という。)の給料月額(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年福島県条例第五十九号)附則第七項から第九項までの規定(以下「五十九号条例規定」という。))による給料を支給される職員にあつては、給料月額と五十九号条例規定による給料の額との合計額(以下同じ。)は、平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)において、九号条例第三条から第四条の二まで及び第四条の四の規定(以下「九号条例規定」という。)並びに五十九号条例規定(以下「九号条例適用職員給料規定」という。))にかかわらず、九号条例適用職員給料規定により支給されるべき給料月額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、給料の調整額及び給料の特例調整額の算出の基礎となる給料月額にあつては九号条例適用職員給料規定により、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額にあつては九号条例規定により支給されるべき額とする。

一 給料の特例調整額の支給を受ける職員 百分の五

二 前号に掲げる職員以外の職員 百分の二・二

2 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和三十一年福島県条例第五十六号。以下「五十六号条例」という。)の適用を受ける職員(以下「五十六号条例適用職員」という。)の給料月額(福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年福島県条例第六十四号)附則第六項から第八項までの規定(以下「六十四号条例規定」という。))による給料を支給される職員にあつては、給料月額と六十四号条例規定による給料の額との合計額(以下同じ。)は、特例期間において、五十六号条例第四条から第五条の三までの規定(以下「五十六号条例規定」という。)並びに六十四号条例規定(以下「五十六号条例適用職員給料規定」という。))にかかわらず、五十六号条例適用職員給料規定により支給されるべき給料月額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、給料の調整額及び管理職手当の算出の基礎となる給料月額にあつては五十六号条例適用職員給料規定により、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額

にあつては五十六号条例規定により支給されるべき額とする。

一 管理職手当の支給を受ける職員 百分の五

二 前号に掲げる職員以外の職員 百分の二・二

3 福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和四十一年福島県条例第七十四号。以下「七十四号条例」という。）の適用を受ける職員（以下「七十四号条例適用職員」という。）の給料月額（福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程（平成十八年福島県企業局管理規程第二号）附則第六項から第八項までの規定（以下「企業局二号規程規定」という。）による給料を支給される職員にあつては、給料月額と企業局二号規程規定による給料の額との合計額。以下同じ。）は、特例期間において、七十四号条例に基づく福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（昭和四十四年福島県企業局管理規程第三号）（以下「企業局三号規程」という。）第二条の規定によりその例によることとされる九号条例規定（以下「企業局九号条例規定」という。）及び企業局二号規程規定（以下「七十四号条例適用職員給料規定」という。）にかかわらず、七十四号条例適用職員給料規定により支給されるべき給料月額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、給料の特別調整額の算出の基礎となる給料月額にあつては七十四号条例適用職員給料規定により、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額にあつては企業局九号条例規定により支給されるべき額とする。

一 給料の特別調整額の支給を受ける職員 百分の五

二 前号に掲げる職員以外の職員 百分の二・二

4 福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成十五年福島県条例第九十九号。以下「九十九号条例」という。）の適用を受ける職員（以下「九十九号条例適用職員」という。）の給料月額（福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程（平成十八年福島県病院局管理規程第十号）附則第六項から第八項までの規定（以下「病院局十号規程規定」という。）による給料を支給される職員にあつては、給料月額と病院局十号規程規定による給料の額との合計額。以下同じ。）は、特例期間において、九十九号条例の規定に基づく福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（平成十六年福島県病院局管理規程第三号）（以下「病院局三号規程」という。）第二条の規定によりその例によることとされる九号条例規定（以下「病院局九号条例規定」という。）及び病院局十号規程規定（以下「九十九号条例適用職員給料規定」という。）にかかわらず、九十九号条例適用職員給料規定により支給されるべき給料月額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、給料の調整額及び給料の特別調整額の算出の基礎となる給料月額にあつては九十九号条例適用職員給料規定により、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額にあつては病院局九号条例規定により支給されるべき額とする。

一 給料の特別調整額の支給を受ける職員 百分の五

二 前号に掲げる職員以外の職員 百分の二・二

5 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年福島県条例第七十八号。以下「七十八号条例」という。）の適用を受ける職員の給料月額（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年福島県条例第六十号。以下「六十号条例」という。）附則第二項の規定による給料を支給される職員にあつては、給料月額と同項の規定による給料の額との合計額。以下同じ。）は、特例期間において、七十八号条例第五項から第四項までの規定（以下「七十八号条例規定」という。）及び六十号条例附則第二項の規定（以下「七十八号条例適用職員給料規定」という。）にかかわらず、七十八号条例適用職員給料規定により支給されるべき給料月額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額にあつては、七十八号条例規定により支給されるべき額とする。

一 七十八号条例第五項の表の適用を受ける職員のうち、その号給が三号給以上上位の号給である職員 百分の五

二 前号に掲げる職員以外の職員 百分の二・二

6 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年福島県条例第八十五号。以下「八十五号条例」という。）の適用を受ける職員の給料月額（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年福島県条例第六十二号。以下「六十二号条例」という。）附則第二項の規定による給料を支給される職員にあつては、給料月額と同項の規定による給料の額との合計額。以下同じ。）は、特例期間において、八十五号条例第八項から第三項までの規定（以下「八十五号条例規定」という。）及び六十二号条例附則第二項の規定（以下「八十五号条例適用職員給料規定」という。）にかかわらず、八十五号条例適用職員給料規定により支給されるべき給料月額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額にあつては、八十五号条例規定により支給されるべき額とする。

一 八十五号条例第八項の表の適用を受ける職員のうち、その号給が三号給以上上位の号給である職員 百分の五

二 前号に掲げる職員以外の職員 百分の二・二

（給料の調整額の特例）

第二条 九号条例適用職員の給料の調整額は、特例期間において、九号条例第七条の規定にかかわらず、同条の規定により支給されるべき給料の調整額から当該額に前条第一項各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の調整額は、九号条例第七条の規定により支給されるべき額とする。

2 五十六号条例適用職員の給料の調整額は、特例期間において、五十六号条例第六条の二の規定にかかわらず、同条の規定により支給されるべき給料の調整額から当該額に前条第二項各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の調整額は、五十六号条例第六条の二の規定により支給されるべき額とする。

3 九十九号条例適用職員の給料の調整額は、特例期間において、病院局三号規程第五条の規定にかかわらず、同条の規定により支給されるべき給料の調整額から当該額に前条第四項各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の調整額は、病院局三号規程第五条の規定により支給されるべき額とする。

第三條 九十九号条例適用職員の給料の特別調整額の特例

九十九号条例適用職員の給料の特別調整額は、特例期間において、九十九号条例第七条の規定にかかわらず、同条の規定により支給されるべき給料の特別調整額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第二項に規定する手当をいう。以下同じ。）の額の算出の基礎となる給料の特別調整額は、九十九号条例第七条の二の規定により支給されるべき額とする。

一 職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号。次号において「規則」という。）第十一条の二第一項に規定する一種の区分に属する職員 百分の二十

二 規則第十一条の二第一項に規定する二種の区分に属する職員 百分の十五

三 前二号に掲げる職員以外の職員 百分の十

2 五十六号条例適用職員の管理職手当の額は、特例期間において、五十六号条例第八条の七の規定にかかわらず、同条の規定により支給されるべき管理職手当の額から当該額に百分の十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる管理職手当の額は、同条の規定により支給されるべき額とする。

3 七十四号条例適用職員の給料の特別調整額は、特例期間において、企業局三号規程第五条の規定にかかわらず、同条の規定により支給されるべき給料の特別調整額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の特別調整額は、同条の規定により支給されるべき額とする。

一 企業局三号規程別表第五の一種の区分に属する職員 百分の二十

二 企業局三号規程別表第五の二種の区分に属する職員 百分の十五

三 前二号に掲げる職員以外の職員 百分の十

4 九十九号条例適用職員の給料の特別調整額は、特例期間において、病院局三号規程第六条の規定にかかわらず、同条の規定により支給されるべき給料の特別調整額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の特別調整額は、同条の規定により支給されるべき額とする。

一 病院局三号規程別表第八の一種の区分に属する職員 百分の二十

二 病院局三号規程別表第八の二種の区分に属する職員 百分の十五

三 前二号に掲げる職員以外の職員 百分の十

第四條 九十九号条例適用職員の特別調整額の特例

九十九号条例適用職員の特別調整額は、特例期間において、九十九号条例第十七条第二項に規定する期末手当基礎額をいう。以下同じ。）及び九十九号条例適用職員勤勉手当基礎額（九十九号条例第十七条の四第二項に規定する勤勉手当基礎額をいう。以下同じ。）の算出の基礎となる給料の月額は、特例期間において、第一条第一項、第二条第一項、九十九号条例適用職員給料規定及び九十九号条例第七条の規定にかかわらず、九十九号条例適用職員給料規定及び同条の規定により支給されるべき給料の月額から当該額に百分の五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

2 五十六号条例適用職員期末手当基礎額（五十六号条例第九条の規定によりその例によることとされる九十九号条例適用職員期末手当基礎額をいう。）及び五十六号条例適用職員勤勉手当基礎額（同条の規定によりその例によることとされる九十九号条例適用職員勤勉手当基礎額をいう。）の算出の基礎となる給料の月額は、特例期間において、第一条第二項、第二条第二項、五十六号条例適用職員給料規定及び五十六号条例第六条の二の規定にかかわらず、五十六号条例適用職員給料規定及び同条の規定により支給されるべき給料の月額から当該額に百分の五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

3 七十四号条例適用職員期末手当基礎額（企業局三号規程第二条の規定によりその例によることとされる九十九号条例適用職員期末手当基礎額をいう。）及び七十四号条例適用職員勤勉手当基礎額（同条の規定によりその例によることとされる九十九号条例適用職員勤勉手当基礎額をいう。）の算出の基礎となる給料の月額は、特例期間において、第一条第三項及び七十四号条例適用職員給料規定にかかわらず、七十四号条例適用職員給料規定により支給されるべき給料の月額から当該額に百分の五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

4 九十九号条例適用職員期末手当基礎額（病院局三号規程第二条の規定によりその例によることとされる九十九号条例適用職員期末手当基礎額をいう。）及び九十九号条例適用職員勤勉手当基礎額（同条の規定によりその例によることとされる九十九号条例適用職員勤勉手当基礎額をいう。）の算出の基礎となる給料の月額は、特例期間において、第一条第四項、第二条第三項、九十九号条例適用職員給料規定及び病院局三号規程第五条の規定にかかわらず、九十九号条例適用職員給料規定及び同条の規定により支給されるべき給料の月額から当該額に百分の五を乗じて得た額（その額に一円未満の端

数を生じたときは、これを切り捨てた額を減じた額とする。

5 七十八号条例適用職員期末手当基礎額（七十八号条例の適用を受ける職員の九号条例適用職員期末手当基礎額をいう。）の算出の基礎となる給料の月額は、特例期間において、第一条第五項及び七十八号条例適用職員給料規定にかかわらず、七十八号条例適用職員給料規定により支給されるべき給料の月額から当該額に百分の五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

6 八十五号条例適用職員期末手当基礎額（八十五号条例の適用を受ける職員の九号条例適用職員期末手当基礎額をいう。）の算出の基礎となる給料の月額は、特例期間において、第一条第六項及び八十五号条例適用職員給料規定にかかわらず、八十五号条例適用職員給料規定により支給されるべき給料の月額から当該額に百分の五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

（人事領域人事グループ）

福島県条例第十六号

福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年福島県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第一項ただし書中「平成二十二年四月一日」を「日本年金機構法（平成十九年法律第九十九号）の施行の日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（人事領域給付グループ）

福島県条例第十七号

福島県公益認定等審議会条例

（趣旨）

第一条 この条例は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第五十条第一項の規定に基づき設置される福島県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。（組織）

第二条 審議会は、委員三人以上七人以内で組織する。

2 委員は、人格が高潔であつて、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

（委員の任期）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（職権の行使）

第四条 委員は、独立してその職権を行うものとする。

（委員の身分保障）

第五条 委員は、審議会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがないものとする。

（委員の服務）

第六条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

（委員長）

第七条 審議会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第八条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

第九条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（会議）

第十条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、知事が招集す

る。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 第一項本文及び第二項から前項までの規定は、部会について準用する。この場合において、第二項中「委員長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第十一條 審議会の庶務は、審議会の審議に係る法人を所管する部局等において処理し、総務部において総括する。

(委任)

第十二條 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この条例の施行後最初に開催される審議会の会議は、第十条第一項の規定にかかわらず、知事が招集する。

(文書管財領域文書法務グループ)

福島県条例第十八号

福島県市町村振興基金条例の一部を改正する条例

福島県市町村振興基金条例(昭和三十九年福島県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「八十億二千六百五十六万九千七百二円」を「七十二億七千九百三十七万九千九百六円」に改める。

附則に次の一項を加える。

9 当分の間、第一条中「若しくは石綿による人の健康若しくは生活環境に係る被害の防止に資する事業」とあるのは、「石綿による人の健康若しくは生活環境に係る被害の防止に資する事業若しくは特定市町村緊急財政健全化事業(平成二十年度以降の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)第八条第一項に規定する場合に該当するおそれがあると知事が認める市町村が同項に規定する場合に該当することを回避することを目的として緊急に財政の健全化を推進するために行う事業として規則で定める事業をいう。以下同じ。）」と、第三条第三項第三号中「元利均等年賦償還」とあるのは「元利均等年賦償還(特定市町村緊急財政健全化事業に係る貸付けにあつては、満期一括償還)」とする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成二十年三月三十一日までの間は、改正後の福島県市町村振興基金条例第二条中

「七十二億七千九百三十七万九千九百六円」とあるのは、「八十億千五百九十万五千四百五十九円」とする。(市町村領域市町村財政グループ)

福島県条例第十九号

福島県原子力発電所立地地域振興基金条例の一部を改正する条例

福島県原子力発電所立地地域振興基金条例(昭和六十三年福島県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「六十億五千五百十五万六百元」を「六十一億七百七十五万六百元」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成二十年三月三十一日までの間は、改正後の福島県原子力発電所立地地域振興基金条例第二条中「六十一億七百七十五万六百元」とあるのは、「六十億四千三百三十六万円」とする。(市町村領域市町村財政グループ)

福島県条例第二十号

福島県老人保健法に係る事務処理の特例に関する条例を廃止する条例

福島県老人保健法に係る事務処理の特例に関する条例(平成十三年福島県条例第二十二号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(保健福祉総務領域国民健康保険グループ)

福島県条例第二十一号

福島県後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例

第一条 この条例は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第一百六条第一項の規定に基づく財政安定化基金(以下「基金」という。)の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十九年政令第三百二十五号)第十九条第一項の条例で定める割合は、千分の一とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

きる。

(繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

(積立金等を計上すべき予算)

第五条 基金としての積立金、基金から生ずる収入及び基金の管理に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に關し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(保健福祉総務領域国民健康保険グループ)

福島県条例第二十二号

福島県介護保険審査会条例の一部を改正する条例

福島県介護保険審査会条例(平成十一年福島県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第七条中「保健福祉部生活福祉領域介護保険グループ」を「保健福祉部」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(生活福祉領域介護保険グループ)

福島県条例第二十三号

福島県介護保険法施行条例の一部を改正する条例

福島県介護保険法施行条例(平成十一年福島県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の表八の項金額の欄を次のように改める。

ア	訪問介護に係る調査	一回の調査につき三万二千元
イ	訪問入浴介護に係る調査	一回の調査につき三万二千元
ウ	訪問看護に係る調査	一回の調査につき三万二千元
エ	訪問リハビリテーションに係る調査	一回の調査につき三万二千元
オ	通所介護に係る調査	一回の調査につき三万二千元
カ	通所リハビリテーションに係る調査	一回の調査につき三万二千元
キ	特定施設入居者生活介護に係る調査	一回の調査につき三万五千元
ク	福祉用具貸与に係る調査	一回の調査につき二万八千元
ケ	居宅介護支援に係る調査	一回の調査につき二万八千元

- コ 介護福祉施設サービスに係る調査 一回の調査につき三万五千元
 - サ 介護保健施設サービスに係る調査 一回の調査につき三万五千元
 - シ 介護療養施設サービスに係る調査 一回の調査につき三万五千元
- 第一条の表九の項金額の欄を次のように改める。

八の項アからシまでに掲げる調査に係る公表 一件につき一千万円

第四条第十二号を同条第十四号とし、同号の前に次の一号を加える。

十三 法第十五条の五の規定による届出の受理及び知事への送付(介護老人保健施設に係るものに限る。)

第四条中第十一号を第十二号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 法第九十四条の二第一項の規定による許可の更新の申請の受理及び知事への送付

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(生活福祉領域介護保険グループ)

福島県条例第二十四号

福島県児童福祉施設条例の一部を改正する条例

福島県児童福祉施設条例(昭和三十九年福島県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一知的障害児施設の項中「一〇〇人」を「五〇人」に改め、同表ろうあ児施設の項中「二一〇人」を「二〇人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(自立支援領域障がい者支援グループ)

福島県条例第二十五号

福島県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例

福島県精神保健福祉センター条例(昭和四十七年福島県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。
(使用料等)

第四条 精神保健福祉センターにおいて診療をしたときは使用料又は手数料を徴収し、その額については、福島県立病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年福島県条例第七十七号)別表第二の一の項の規定を準用する。この場合において、同項中「病院事業管理者」とあるのは、「知事」と読み替えるものとする。

2 精神保健福祉センターにおいて診断書等を交付したときは手数料を徴収し、その額

は、別表のとおりとする。
別表を次のように改める。
別表（第四条関係）

区 分	金 額
一 証明期間が六月以下の支払証明書	一通につき七百六十円
二 通院証明書、証明期間が六月を超える支払証明書その他これらに類する文書	一通につき八百四十円
三 普通診断書、身体検査書その他これらに類する文書	一通につき千八百円
四 恩給、年金、保険金等の請求のための診断書その他これに類する文書	一通につき五千百六十円
五 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二十七條第三項の規定に基づく医師の意見書並びに障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十一條第二項に規定する審査及び判定に係る医師の意見書	一通につき四千二百円
ア 施設入所者の新規の申請に係るもの	一通につき三千百五十円
イ 施設入所者の継続の申請に係るもの	一通につき五千二百五十円
ウ 施設入所者以外の者の新規の申請に係るもの	一通につき四千二百円
エ 施設入所者以外の者の継続の申請に係るもの	一通につき四千二百円

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

（自立支援領域障がい者支援グループ）

福島県条例第二十六号

福島県立総合衛生学院の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

福島県立総合衛生学院の授業料等に関する条例（昭和四十六年福島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の表助産学科の項から臨床検査学科の項までを次のように改める。

助産学科	五、〇〇〇円	福島県の住民である場合	月額 一一、〇〇〇円
合	六、〇〇〇円		

看護学科	五、〇〇〇円	福島県の住民でない場合 合 一一、〇〇〇円	月額 九、九〇〇円
歯科衛生学科	五、〇〇〇円	福島県の住民である場合 合 六、〇〇〇円 福島県の住民でない場合 合 一一、〇〇〇円	月額 一四、四〇〇円
歯科技工学科	五、〇〇〇円	福島県の住民である場合 合 一〇、〇〇〇円 福島県の住民でない場合 合 二〇、〇〇〇円	月額 一九、九〇〇円
臨床検査学科	五、〇〇〇円	福島県の住民である場合 合 一〇、〇〇〇円 福島県の住民でない場合 合 二〇、〇〇〇円	月額 一九、九〇〇円

第三条の表に備考として次のように加える。
備考 「福島県の住民である場合」とは本人がその入学の日の一年前から引き続き福島県の区域内に住所を有する場合又は本人の配偶者若しくは一親等の尊属が本人の入学の日の一年前から引き続き福島県の区域内に住所を有する場合をいい、「福島県の住民でない場合」とはその他の場合をいう。

附 則

- この条例は、平成二十年四月一日から施行する。
- 平成二十年年度の転学に係る入学検定を受けようとする者に係る入学検定料の額は、改正後の福島県立総合衛生学院の授業料等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 平成二十年三月三十一日に在学する者に係る授業料の額は、改正後の条例第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この条例の施行の日以後において、転学をした者に係る授業料の額は、その者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

（健康衛生領域医療看護グループ）

福島県条例第二十七号

福島県立会津若松看護専門学院の授業料等に関する条例の一部を改正する
条例

福島県立会津若松看護専門学院の授業料等に関する条例（昭和五十六年福島県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。
第三条の表を次のように改める。

入学検定料	入 学 料	授 業 料
五、〇〇〇円	福島県の住民である場合 福島県の住民でない場合	六、〇〇〇円 一、〇〇〇円
		月額 九、九〇〇円

備考 「福島県の住民である場合」とは本人がその入学の日の一年前から引き続き福島県の区域内に住所を有する場合又は本人の配偶者若しくは一親等の尊属が本人の入学の日の一年前から引き続き福島県の区域内に住所を有する場合をいい、「福島県の住民でない場合」とはその他の場合をいう。

附 則

- この条例は、平成二十年四月一日から施行する。
- 平成二十年度の転学に係る入学検定を受けようとする者に係る入学検定料の額は、改正後の福島県立会津若松看護専門学院の授業料等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 平成二十年三月三十一日に在学する者に係る授業料の額は、改正後の条例第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この条例の施行の日以後において、転学をした者に係る授業料の額は、その者の属する年度の在学者に係る額と同額とする。
(健康衛生領域医療看護グループ)

福島県条例第二十八号

福島県理学療法士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

福島県理学療法士等修学資金貸与条例（平成六年福島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第六条中「老人保健施設」を「介護老人保健施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(健康衛生領域医療看護グループ)

福島県条例第二十九号

福島県動物の愛護及び管理に関する法律施行条例の一部を改正する条例

福島県動物の愛護及び管理に関する法律施行条例（昭和五十五年福島県条例第十八号）

の一部を次のように改正する。
第三条第一項の表に次のように加える。

五 法第三十五条第一項の規定に基づく犬又はねこの引取を求める者	飼い犬又は飼いねこの引取り手数料	ア 生後九十一日以上の犬の場合 一頭につき二千元 イ 生後九十日以内の犬の場合 十頭までごとにつき千四百円 ウ 生後九十一日以上のねこの場合 一匹につき千二百円 エ 生後九十日以内のねこの場合 十匹までごとにつき千二百円
---------------------------------	------------------	---

附 則

この条例は、平成二十年六月一日から施行する。

(健康衛生領域食品安全グループ)

福島県条例第三十号

福島県興行場法施行条例の一部を改正する条例

福島県興行場法施行条例（昭和五十九年福島県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。
第十四条第一項中「一万七千三百円」を「二万二千元」に、同項ただし書中「一万三千二百円」を「二万五千元」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(健康衛生領域環境衛生グループ)

福島県条例第三十一号

福島県美容師法施行条例の一部を改正する条例

福島県美容師法施行条例（平成十二年福島県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。
第五条第二項中「二万六千元」を「二万七千元」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(健康衛生領域環境衛生グループ)

福島県条例第三十二号

福島県美容師法施行条例の一部を改正する条例

福島県美容師法施行条例（平成十二年福島県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「一万六千円」を「一万七千円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

（健康衛生領域環境衛生グループ）

福島県条例第三十三号

福島県クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例

福島県クリーニング業法施行条例（平成十二年福島県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表一の項中「一万六千円」を「一万七千円」に改め、同表二の項中「五千九百円」を「五千九百円」に改め、同表四の項中「二千九百円」を「三千二百円」に改め、同表五の項中「三千四百円」を「三千六百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

（健康衛生領域環境衛生グループ）

福島県条例第三十四号

福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行条例の一部を改正する条例

福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行条例（平成十二年福島県条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表九の項を削る。

第二条第三号及び第四号を削り、同条第五号を同条第三号とし、同条第六号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

（健康衛生領域環境衛生グループ）

福島県条例第三十五号

福島県衛生研究所検査手数料条例の一部を改正する条例

福島県衛生研究所検査手数料条例（昭和四十四年福島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十の項中「六、七三〇円」を「八、〇六〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

福島県条例第三十六号

福島県薬事法施行条例の一部を改正する条例

福島県薬事法施行条例（平成十二年福島県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表第五十八号を同表第六十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

六十	法第三十六條の四第一項の規定に基づく試験を受けようとする者	登録販売者試験手数料	一件につき一万七千六百円
----	-------------------------------	------------	--------------

第一条第一項の表中第五十七号を第五十九号とし、第五十三号から第五十六号までを二号ずつ繰り下げ、第五十二号の二を第五十四号とし、第十四号から第五十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四	法第三十六條の四第二項の規定に基づく登録の申請者	販売従事登録申請手数料	一件につき九千円
----	--------------------------	-------------	----------

第一条第三項中「第五十三号から第五十六号」を「第五十五号から第五十八号」に改める。

第三条を第四条とする。

第二条の見出しを削り、同条第一項中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削り、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（事務処理の特例）
第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、次に掲げる事務は、郡山市及びいわき市が処理することとする。

- 一 省令第一百五十九条の五第一項の規定による申請書の受理及び知事への送付
- 二 省令第一百五十九条の七第一項の規定による申請書の受理及び知事への送付

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

（健康衛生領域薬務グループ）

福島県条例第三十七号

福島県ハイテクプラザ条例の一部を改正する条例

福島県ハイテクプラザ条例（平成四年福島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「に定める額」の下に「（県内に住所、事務所又は事業所を有する者以外の者（以下「県外居住者等」という。）に係る使用料にあつては、同表に定める額に百分の二百を乗じて得た額）」を、「掲げる額」の下に「（県外居住者等に係る使用

（健康衛生領域薬務グループ）

料にあつては、同表に掲げる額に百分の二百を乗じて得た額」を加える。
第九条第二項中「掲げる額」の下に「(県外居住者等に係る手数料にあつては、同表に掲げる額に百分の二百を乗じて得た額)」を加える。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(地域経済領域産業創出グループ)

福島県条例第三十八号

福島県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例

第一条 福島県立職業能力開発校条例(昭和三十九年福島県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第三号中「十一万五千二百円」を「十一万八千八百円」に改める。

第二条 福島県立職業能力開発校条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福島県立テクノアカデミー及び職業能力開発校条例

第一条中「昭和四十四年法律第六十四号」の下に「以下「法」という。」を、「及び」の下に「第二項並びに」を、「基づき、」の下に「テクノアカデミー及び」を加える。

第二条の見出し中「名称」の下に「、施設」を加え、同条中「職業能力開発校」を「テクノアカデミー及び職業能力開発校」に改め、「名称」の下に「、施設」を加え、「別表」を「別表第一」に改める。

第三条及び第四条を次のように改める。

(職業能力開発短期大学校及び職業能力開発校)

第三条 郡山職業能力開発短期大学校(以下「短期大学校」という。)は、法第十五条の六第一項第二号に掲げる職業能力開発短期大学校とする。

2 郡山職業能力開発校、福島県立会津高等技術専門校及び福島県立浜高等技術専門校(以下「開発校」という。)は、法第十五条の六第一項第一号に掲げる職業能力開発校とする。

(訓練課程等)

第四条 短期大学校の訓練課程、訓練科及び訓練期間は、別表第二のとおりとする。

2 開発校の訓練課程、訓練科及び訓練期間は、別表第三のとおりとする。

第十三条中「ほか、」の下に「テクノアカデミー及び」を加え、同条を第十四条とする。

第十二条を第十三条とし、第九条から第十一条までを一条ずつ繰り下げる。

第八条中「次」を「別表第四」に改め、同条各号を削り、同条を第九条とする。

第七条中「普通課程」を「短期大学校の専門課程の高度職業訓練又は開発校の普通課程」に、「職業能力開発校」を「短期大学校又は開発校」に改め、同条を第八条とする。

第六条第二号中「職業能力開発校」を「短期大学校又は開発校」に改め、同条を第

七条とする。

第五条中「職業能力開発校」を「短期大学校又は開発校」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(入学資格)

第五条 短期大学校又は開発校の学生として入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 前号に掲げる者と同等以上の学力を有する者と知事が認めた者

別表を次のように改める。

別表第一(第二条関係)

名 称	施 設	位 置
福島県立テクノアカデミー郡山	郡山職業能力開発短期大学校 郡山職業能力開発校	郡山市上野山五番地
福島県立会津高等技術専門校		喜多方市塩川町遠田字沼上千九百番地
福島県立浜高等技術専門校		南相馬市原町区菅浜字東掛場四十五番地の百十二

別表第一の次に次の三表を加える。

別表第二(第四条関係)

名 称	訓練課程	訓練科	訓練期間
郡山職業能力開発短期大学校	専門課程	精密機械工学科 組込技術工学科	二年 二年

別表第三(第四条関係)

名 称	訓練課程	訓練科	訓練期間
機械制御システム			二年

郡山職業能力開発校		普通課程		電気制御システム科	二年
郡山職業能力開発校		普通課程		情報制御システム科	二年
郡山職業能力開発校		普通課程		建築科	二年
郡山職業能力開発校		普通課程		観光サービス科	二年
郡山職業能力開発校		普通課程		電気システム科	二年
郡山職業能力開発校		普通課程		環境システム科	二年
郡山職業能力開発校		普通課程		自動車整備科	二年
郡山職業能力開発校		普通課程		電子制御科	二年
郡山職業能力開発校		普通課程		建築科	二年
郡山職業能力開発校		普通課程		自動車整備科	二年

別表第四（第九条関係）

区分	入学検定料	入 学 料	授 業 料
短期大学	一八、〇〇〇円	福島県の住民である場合 合 一六九、二〇〇円 福島県の住民でない場合 合 三六四、〇〇〇円	年額 三七九、二〇〇円
開発校	二、二〇〇円	五、六五〇円	年額 一一八、八〇〇円

備考 「福島県の住民である場合」とは本人がその入学の日の一年前から引き続き福島県の区域内に住所を有する場合又は本人の配偶者若しくは一親等の尊属が本人の入学の日の一年前から引き続き福島県の区域内に住所を有する場合をいい、「福島県の住民でない場合」とはその他の場合をいう。

附 則

- この条例中第一条及び次項から附則第五項までの規定は平成二十年四月一日から、第二条の規定は平成二十一年四月一日から施行する。
- 平成二十年三月三十一日に在学する者に係る授業料の額は、第一条の規定による改正後の福島県立職業能力開発校条例第八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 第二条の規定による改正後の福島県立テクノアカデミー及び職業能力開発校条例（以下「改正後の条例」という。）第一条の規定により設置する福島県立テクノアカデミー郡山郡山職業能力開発短期大学校（以下「短期大学校」という。）に平成二十一年度に入学者のため入学検定料（平成二十一年度）に実施される入学検定料に限る。以下「二十一年度入学検定料」という。）を受けようとする者は入学検定料を、短期大学校に平成二十一年度に入学者（二十年度入学検定料に係る入学に限る。）をする者は入学料を納めなければならない。
- 前項の入学検定料及び入学料の額は、次のとおりとする。
 - 入学検定料 一万八千円
 - 入学料 改正後の条例別表第四備考に規定する福島県の住民である場合にあつては十六万九千二百円、同表備考に規定する福島県の住民でない場合にあつては三十六万四千円
- 附則第三項の入学検定料及び入学料の納入方法、免除及び返還については、第一条の規定による改正後の福島県立職業能力開発校条例第九条、第十一条及び第十二条の規定の例による。

（労働領域技能振興グループ）

福島県条例第三十九号

福島県農業総合センター条例の一部を改正する条例

福島県農業総合センター条例（平成十八年福島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三号中「十一万五千二百円」を「十一万八千八百円」に改める。

附 則

- この条例は、平成二十年四月一日から施行する。
 - 平成二十年三月三十一日に在学する者に係る授業料の額は、改正後の福島県農業総合センター条例第十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- （経営支援領域普及教育グループ）

福島県条例第四十号

福島県土地改良施設条例の一部を改正する条例

福島県土地改良施設条例（昭和四十年福島県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表湛水防除施設の項中

和田排水機場	相馬市和田字道下
--------	----------

を

柏崎排水機場
相馬市柏崎字北家野

和田排水機場
相馬市和田字道下

に、

村上第二排水機場

塚原排水機場

南相馬市小高区村上字前谷地

を
村上第二排水機場

南相馬市小高区村上字前谷

南相馬市小高区塚原字川寄

地
に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(農村整備領域農地管理グループ)

福島県条例第四十一号

福島県国土交通省所管公共用財産使用等条例の一部を改正する条例

福島県国土交通省所管公共用財産使用等条例(平成十二年福島県条例第三百三十号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「伊達市 飯野町」を「伊達市」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年七月一日から施行する。

(土木総務領域用地グループ)

福島県条例第四十二号

福島県砂利採取法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県砂利採取法関係手数料条例(平成十二年福島県条例第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の表四の項中「三万七千円」を「三万七千七百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(河川港湾領域河川企画グループ)

福島県条例第四十三号

福島県港湾管理条例の一部を改正する条例

福島県港湾管理条例(昭和三十一年福島県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二備考二ア中「五時から二十二時」を「午前五時から午後十時」に改め、同表備考二イ中「五時から八時三十分」を「午前五時から午前八時三十分」に、「十七時十五分」を「午後五時三十分」に、「十二時三十分」から「二十二時」を「午後零時三十分」から「午後十時」に改め、同表備考三中「零時から五時」を「午前零時から午前五時」に、「二十二時から二十四時」を「午後十時から午前零時」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(河川港湾領域港湾漁港グループ)

福島県条例第四十四号

福島県屋外広告物条例の一部を改正する条例

福島県屋外広告物条例(昭和六十一年福島県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

十五 前各号に掲げるもののほか、特に規則で指定する地域又は場所

第四条第一項第四号中「防護さく」の下に「、カーブミラー、視線誘導標」を加え、同項に次の一号を加える。

十一 発電用風力設備(風力を原動力として電気を発生させるために設置されたものであつて、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三十八条第三項に規定する事業用電気工作物であるものをいう。)

第六条第五項第一号中「又は第九号」を「、第九号又は第十一号」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

第十五条の二 知事は、この条例の規定に違反し、若しくはこの条例の規定による許可に付した条件に違反した広告物を表示し、若しくはこの条例の規定に違反し、若しくはこの条例の規定による許可に付した条件に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を勧告し、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第十六条第一項を次のように改める。

知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の規定に違反し、若しくはこの条例の規定による許可に付した条件に違反した広告物を表示し、若しくはこの条例の規定に違反し、若しくはこの条例の規定による許可に付した条件に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは

風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずること（第一号に該当するときにあつては、当該停止又は当該措置であつて、当該勧告に係る停止又は措置であるものを命ずること）ができる。

一 前条第一項の規定による勧告を受けた者が、同条第二項の規定により当該勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由なく当該勧告に係る措置をとらなかつたとき。

二 前条第一項の規定による勧告をしようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないとき。

三 公衆に対する危害を防止するために特に必要と認めるとき。

第二十七条の二第十九号を第二十一号とし、第十号から第十八号までを二号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の二号を加える。

十 第十五条の二第一項の規定による勧告

十一 第十五条の二第二項の規定による公表

附 則

1 この条例は、平成二十年十月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(都市領域都市計画グループ)

福島県条例第四十五号

福島県営住宅等条例の一部を改正する条例

福島県営住宅等条例（昭和三十五年福島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表福島県営宮町団地の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(建築領域建築住宅企画グループ)

福島県条例第四十六号

福島県企業局職員定数条例の一部を改正する条例

福島県企業局職員定数条例（昭和四十四年福島県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年福島県条例第八十七号）第二項第一項の規定により自己啓発等休業をすることを承認された職員

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(企業局経営管理グループ)

福島県条例第四十七号

福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

福島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年福島県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号金額の欄「ア中「老人に」を「高齢者に」に、「老人療養費用算定基準及び老人食事療養費用算定基準」を「高齢者療養費用算定基準及び高齢者食事療養費用算定基準」に改め、同表第三号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「第三十一条の三第二項」を「第七十六条第二項」に改め、同表第四号（一）「一一一、〇〇〇円」を「一三一、〇〇〇円」に、「百分の七十五相当額」を「一一一、〇〇〇円」に改め、同号（二）中「一〇七、〇〇〇円」を「二三三、〇〇〇円」に、「百分の七十五相当額」を「二〇五、〇〇〇円」に改め、同表第五号中「三、八一〇円」を「六、四二〇円」に改め、同表第八号中「老人に」を「高齢者に」に、「老人食事療養費用算定基準」を「高齢者食事療養費用算定基準」に改め、同表第十号中「老人に」を「高齢者に」に、「老人療養費用算定基準」を「高齢者療養費用算定基準」に改め、同表備考一中「老人」を「高齢者」に、「老人保健法第二十五条第一項に規定する七十五歳以上の加入者等」を「高齢者の医療の確保に関する法律第五十条各号のいずれかに該当する者」に改め、同表備考二中「老人療養費用算定基準」を「高齢者療養費用算定基準」に、「老人保健法第三十条第一項」を「高齢者の医療の確保に関する法律第七十一条第一項」に、「医療」を「療養の給付」に改め、同表備考三中「老人食事療養費用算定基準」を「高齢者食事療養費用算定基準」に、「老人保健法第三十一条の二第二項」を「高齢者の医療の確保に関する法律第七十四条第二項」に改め、同表備考六中「老人保健法第十七条第二項第四号」を「高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第四号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(病院局管理グループ)

福島県条例第四十八号

福島県立病院事業職員定数条例の一部を改正する条例

福島県立病院事業職員定数条例（平成十六年福島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年福島県条例第八十七号）第二項第一項の規定により自己啓発等休業をすることを承認された職員

第二条第二項中「第七号」を「第八号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

福島県条例第四十九号

福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例

福島県教育関係職員定数条例(昭和五十四年福島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年福島県条例第八十七号) 第二項の規定により自己啓発等休業をすることを承認された職員

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(教育総務領域総務企画グループ)

(病院局管理グループ)

福島県条例第五十号

総合的な文化スポーツ行政推進体制の整備を図るための関係条例の整備に関する条例

(福島県スポーツ振興審議会条例の一部改正)

第一条 福島県スポーツ振興審議会条例(昭和三十七年福島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項ただし書中「教育長」を「知事」に改める。
第七条中「福島県教育庁」を「企画調整部」に改める。
(福島県文化センター条例の一部改正)

第二条 福島県文化センター条例(昭和四十五年福島県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四条及び第五条第一項第五号中「教育委員会」を「知事」に改める。
第七条第一項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。
第十五条第二号中「教育委員会」を「知事」に改める。
第十七条第一項第一号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。
第十九条中「教育委員会」を「知事」に改める。
(福島県生涯学習審議会条例の一部改正)

第三条 福島県生涯学習審議会条例(平成三年福島県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「の意見を聴いて教育委員会」を削る。
第五条第一項ただし書中「教育長」を「知事」に改める。
第六条第二項中「教育委員会」を「知事」に改める。
(ふくしま海洋科学館条例の一部改正)

第四条 ふくしま海洋科学館条例(平成十一年福島県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第四条、第五条第一項第四号及び第六条第二号中「教育委員会」を「知事」に改める。
第十一条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。
(福島県文化振興条例の一部改正)

第五条 福島県文化振興条例(平成十六年福島県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第八条及び第九条第二項中「教育委員会」を「知事」に改める。
第十条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。
附則
(施行期日)
この条例は、平成二十年四月一日から施行する。
(福島県文化センター条例の一部改正に伴う経過措置)

この条例の規定により指定管理者として指定されている法人その他の団体は、第二条の規定による改正後の福島県文化センター条例第四条の規定により指定管理者として指定されたものとみなす。

この条例の施行の際現に効力を有する第二条の規定による改正前の福島県文化センター条例第十五条第一項第二号の規定によりされた許可は、第二条の規定による改正後の福島県文化センター条例第十五条第一項第二号の規定によりされた許可とみなす。
(福島県生涯学習審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

この条例の施行の際現に第三条の規定による改正前の福島県生涯学習審議会条例第二条第二項の規定により福島県生涯学習審議会の委員として任命されている者は、その残任期間中は、第三条の規定による改正後の福島県生涯学習審議会条例第二条第二項の規定により福島県生涯学習審議会の委員として任命されたものとみなす。
(ふくしま海洋科学館条例の一部改正に伴う経過措置)

この条例の施行の際現に第四条の規定による改正前のふくしま海洋科学館条例第四条の規定により指定管理者として指定されている法人その他の団体は、第四条の規定による改正後のふくしま海洋科学館条例第四条の規定により指定管理者として指定されたものとみなす。

この条例の施行の際現に効力を有する第四条の規定による改正前のふくしま海洋科学館条例第六条第一項第二号の規定によりされた許可は、第四条の規定による改正後のふくしま海洋科学館条例第六条第一項第二号の規定によりされた許可とみなす。
(福島県文化振興条例の一部改正に伴う経過措置)

この条例の施行の際現に第五条の規定による改正前の福島県文化振興条例第九条第二項の規定により福島県文化振興審議会の委員として任命されている者は、その残任期間中は、第五条の規定による改正後の福島県文化振興条例第九条第二項の規定により福島県文化振興審議会の委員として任命されたものとみなす。
(生涯学習領域施設運営グループ)

この条例の施行の際現に第五条の規定による改正前の福島県文化振興条例第九条第二項の規定により福島県文化振興審議会の委員として任命されたものとみなす。

福島県条例第五十一号

福島県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

福島県立高等学校の授業料等に関する条例（昭和四十年福島県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一授業料の項中「九、六〇〇円」を「九、九〇〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、五〇〇円」に改める。

別表第二中「一五〇円」を「一七〇円」に、「三〇〇円」を「三四〇円」に、「四五〇円」を「五一〇円」に、「六〇〇円」を「六八〇円」に改める。

別表第三聴講料の項中「一五〇円」を「一七〇円」に、「三〇〇円」を「三四〇円」に、「四五〇円」を「五一〇円」に、「六〇〇円」を「六八〇円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

2 平成二十年三月三十一日に在学する者に係る授業料の額は、改正後の福島県立高等学校の授業料等に関する条例別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日以後において、転学、転籍、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、その者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

（教育振興領域免許財務グループ）

福島県条例第五十二号

福島県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

福島県警察の組織に関する条例（昭和二十九年福島県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表福島県川俣警察署の項中「飯野町、」を削る。

附 則

この条例は、平成二十年七月一日から施行する。

（警 務 課）

福島県条例第五十三号

福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例

福島県警察職員定数条例（昭和二十九年福島県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「五一六人」を「五一五人」に、「三、七二四人」を「三、七二三人」に改める。

第三条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年福島県条例第八十七号）第二条

第三項の規定により自己啓発等休業をすることを承認された職員

附 則

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

2 平成二十年度から平成二十四年度までの各年度の十月一日から三月三十一日までの間は、改正後の福島県警察職員定数条例第三条第一項第六号中「派遣された職員」とあるのは、「派遣された職員及び新任者に対する教育訓練を受けるため福島県警察学校に入校した警察官（六十人以内とする。）」とする。

（警 務 課）